政情発１０１６第６号
令和８年 10 月 16 日

各 都道府県知事 / 市区町村長 / 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
（　公　印　省　略　）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則に
規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び
電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について

電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスについては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の２及び第 12 条の３の規定に基づき運用されているところですが、先般の厚生労働省内の組織再編や、社会保険診療報酬支払基金の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への改組等を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号。以下「総確法施行規則」という。）に規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について、下記のとおり改めてお示しします。

貴職におかれては、内容について御了知の上、貴管下の医療機関、薬局等に周知願います。

なお、「電子処方箋管理サービスにおける処方箋等の提供に関する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスにおける電子診療録等情報の提供等に関する情報の送付方法等について（通知）」（令和８年４月１日付け厚生労働省発産情 0401 第３号・厚生労働省発医薬 0401 第９号厚生労働大臣通知）については、本通知発出日をもって廃止します。

記

１．総確法施行規則第９条、第 10 条第２項、第 13 条、第 15 条第１項、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定にする電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「ＤＸ審査支払機構」と

いう。）が運営する電子処方箋管理サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子処方箋管理サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行う。

２．総確法施行規則第 19 条の３及び第 19 条の５第３項の規定にする電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法は、ＤＸ審査支払機構が運営する電子カルテ情報共有サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行うものとし、総確法施行規則第 19 条の５第３項に規定する電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の表示方法は、電子カルテ情報共有サービスを介して、当該仕様を満たすファイルを表示することにより行う。

※オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書、電子処方箋管理サービス記録条件仕様及び電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様については、ＤＸ審査支払機構が提供するシステムベンダ・事業者向けウェブサイト（医療機関等ＯＮＳ）において公表しております。